

広告規制型景観形成地区および推奨基準適用地区における許可基準表

- 広告規制型景観形成地区（モデル地区）の基準は、表の右側（②欄）を参照してください。
- 推奨基準適用地区で適用される推奨基準は、表の右側（②欄）を参照してください。
- 推奨基準適用地区で適用される第1種許可地域の基準は、表の左側（①欄）を参照してください。

区分	①第1種許可地域の基準	②広告規制型景観形成地区の基準	
自家用 広告物	総量規制	—	15㎡
	色彩	原則として地色は、黒および原色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いる)	広告物の下地や掲出物件には、次の色彩は使用できない。 0.1YR~10Y : 彩度10以上 0.1GY~10R : 彩度8以上 次の高彩度色を表示面の下地以外の部分に使用するときは、表示面積の50%未満とすること。 R系 : 6以上 R系以外 : 8以上
	野立広告板(塔)	高さ20m以下	幅4.5m以下、高さ10m以下
	壁面広告物	壁面の面積×1/2、かつ壁面からはみ出さない	壁面の面積×1/4、かつ壁面からはみ出さない
	突出広告物	突出幅 : 取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内 上端の高さ : 取付壁面の高さを超えない 下端の高さ : (車道) 4.7m以上 (歩道) 2.7m以上	左と同じ
	屋上広告物	建物高さ×2/3かつ20m以下 建物の幅をはみ出さない	禁止
	その他立看板等	基準なし	周辺と調和
非自家用 広告物	色彩	原則として地色は、黒および原色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いる)	禁 止
	野立広告板(塔)	禁止	
	壁面広告物	壁面の面積×1/2、かつ壁面からはみ出さない	
	突出広告物	突出幅 : 取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内 上端の高さ : 取付壁面の高さを超えない 下端の高さ : (車道) 4.7m以上 (歩道) 2.7m以上	
	屋上広告物	建物高さ×2/3かつ10m以下 建物幅をはみ出さない	
	その他立看板等	基準なし	
	相互間距離	鉄道および指定道路から一定範囲内 100m 新幹線および高速道路から一定範囲内 300m	
案内 図板	色彩	原則として地色は、黒および原色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いる)	広告物の下地や掲出物件には、次の色彩は使用できない。 0.1YR~10Y : 彩度10以上 0.1GY~10R : 彩度8以上 次の高彩度色を表示面の下地以外の部分に使用するときは、表示面積の50%未満とすること。 R系 : 6以上 R系以外 : 8以上
	面積	5㎡以下	3㎡以下
	高さ	4.5m以下	4.5m以下
	集約化	2人以上なら8㎡	2人以上なら5㎡
	表示内容	地図や距離などの案内内容が表示面積の40%	左と同じ
	相互間距離	同一広告主が複数掲出する場合は100m	同一広告主が複数掲出する場合は500m